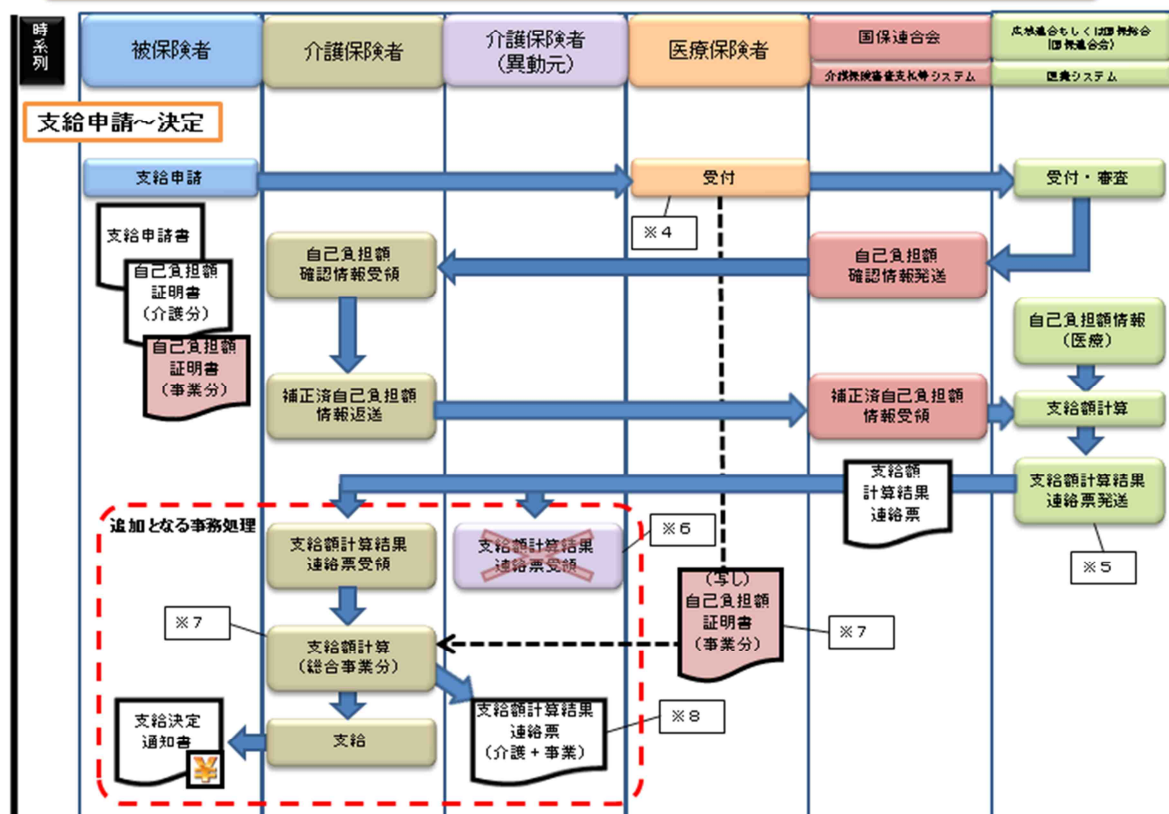


総合事業における高額医療合算介護予防サービス費相当の支給の流れ



別紙 総合事業における高額医療合算介護予防サービス費相当の支給の流れ

- ※1 国保連合会から、総合事業分の自己負担額のみ被保険者のデータも連携されるが、国保連合会と介護保険者間での自己負担額情報の授受においては、総合事業分の自己負担額は含まない。
- ※2 医療保険側での支給額計算において、総合事業分の自己負担額は含まれないため、従来、勤奨通知が出ていた対象者について従前と比べ、自己負担額が減ることになり、算定基準額を満たさず、勤奨通知が出なくなることが考えられる。これらの対象者について申請の勤奨を行う場合には、※1記載のとおり総合事業分の自己負担額のみ被保険者についても介護保険分の支給額計算を行い、支給額計算結果連絡票にて国保連合会から介護保険者に通知がなされるので、介護保険者にて同連絡票を基に、総合事業分の支給額計算を行い申請を促すことが考えられる。
- ※3 総合事業分の自己負担額がある場合、総合事業分の自己負担額証明書を発行する。なお、高額介護サービス費相当事業分の支給がある場合、総合事業分の自己負担額から差し引いたものを発行する。
- ※4 医療保険者が申請を受け付ける際に、総合事業分の自己負担額証明書は広域連合もしくは国保総合へ連携せずに、介護保険者に写しを渡す。
- ※5 総合事業分の自己負担額が含まれないことにより、算定基準額を満たさず不支給となる場合がある。その場合、前年度まで高額介護合算療養費の支給を受けていた対象者の支給額が、事業移行前後で大幅に低額となる。また、医療保険は不支給決定通知、介護保険は支給決定通知が発行されるため、被保険者には事前の説明が必要となる。
- ※6 総合事業分の自己負担額証明書を発行している場合、転出先の介護保険者側で総合事業分の支給額計算を行うため、国保連合会から受領した支給額計算結果連絡票を使用して支給してはならない。
- ※7 総合事業分の自己負担額を考慮し、介護保険分および総合事業分の支給額の再計算を行う。その際に、総合事業分の自己負担額証明書が発行されている被保険者に対しては、医療保険者から受け取った写しを基に、総合事業分の自己負担額を考慮して再計算を行う必要がある。
- ※8 転出先の介護保険者から、転出元の介護保険者に再計算後の支給額計算結果連絡票を送付し、転出元の介護保険者はその内容を基に支給を行う。

担当：老健局振興課法令係 (内線 3937)

問9 新しい総合事業へ段階的に移行（ex. 28～29 年度にかけて移行）する場合、総合事業の上限はどの時点（移行開始年度、完全移行年度）から適用されるのか。

（答）

総合事業の上限については、移行開始年度から適用される。

担当：老健局振興課法令係（内線 3937）